

財務省告示第九十四号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成十九年四月二十四日に買入消却した国  
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年五月二十五日

財務大臣

尾身 幸次

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	額面金額の買入
年債利付（二庫）	第六回	百五十億円	七十九円八十
年債利付（二庫）	第二十二回	百十億円	九十九円九十
年債利付（二庫）	第九十八回	一億円	八十一銭
年債利付（二庫）	第十五回	五十六億円	十三銭三厘
年債利付（二庫）	第二十二回	十五億円	七十二銭七厘
年債利付（三庫）	第二十四回	二十八億円	百四十二銭二厘
年債利付（三庫）	第一回	九十二億円	百三十三銭八厘
年債利付（三庫）	第五回	百億円	九十九銭九厘
年債利付（三庫）	第一回	九十二億円	百三十三銭八厘
年債利付（三庫）	第五回	百億円	九十九銭九厘

合 計	”
	第七回
九 百 一 億 円	六 億 円
	九 百 厘 円 五 十 五 銭